

中小・小規模事業者等の計画的経営改善応援補助金 Q&A

No.	質問内容	回答										
1	どのような事業者が補助金の対象となりますか。	<p>申請時点において、広島県内に事業実施場所を有する中小・小規模事業者等が対象です。</p> <p>【一般型の対象事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第5項に基づく特定事業者。 <table border="1" data-bbox="1163 400 1768 655"> <thead> <tr> <th>主たる事業を営んでいる業種</th> <th>従業員基準 (常時使用する従業員の数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業等</td> <td>500人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>400人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1.常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。 2.サービス業のうち、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業の従業員基準は500人以下となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる事業者は、例えば「会社（株式会社、合同会社など）」「土業法人」「協同組合等の中小企業組合」「個人事業主」です。 <p>なお、従業員を雇用していない法人または個人事業主も申請可能です。</p> <p>【経営革新計画活用型の対象事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県の経営革新計画の承認を受けている事業者 	主たる事業を営んでいる業種	従業員基準 (常時使用する従業員の数)	製造業等	500人以下	卸売業	400人以下	サービス業	300人以下	小売業	300人以下
主たる事業を営んでいる業種	従業員基準 (常時使用する従業員の数)											
製造業等	500人以下											
卸売業	400人以下											
サービス業	300人以下											
小売業	300人以下											
2	どのような事業者が補助金の対象外となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時点において、広島県内に事業実施場所を有していない事業者 ・すでに本補助金の採択を受けている事業者 ・定められた規模（従業員数）を上回る大企業など ・業種ごとに定められた「常時使用する従業員数」の基準を満たさない事業者は対象外です。 ・本補助金の採択は「1社につき1件まで」と定められています。そのため、既に一度採択を受けた事業者が複数回採択を受けることはできません。（※不採択の場合、再申請することは可能です）。 ・公的な支援として適切でない事業 <p>事業内容が射幸心をそそるおそれがあること、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でない認められる事業。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団等の反社会的勢力に該当、または関与している事業者 ・法人等の役員等が暴力団員である場合や、暴力団に対して資金提供等の協力を行っている場合、または社会的に非難されるべき関係を有している事業者などは対象外となります。 										
3	小規模事業者とは、どのような事業者ですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の表に記載の事業者です。 <p>●小規模事業者の定義</p> <table border="1" data-bbox="1010 1626 1768 1733"> <thead> <tr> <th>業 種</th> <th>従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 製造業、宿泊業、娯楽業、その他の業種（②を除く）</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>② 卸売業・小売業・サービス業</td> <td>5人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業 種	従業員数	① 製造業、宿泊業、娯楽業、その他の業種（②を除く）	20人以下	② 卸売業・小売業・サービス業	5人以下				
業 種	従業員数											
① 製造業、宿泊業、娯楽業、その他の業種（②を除く）	20人以下											
② 卸売業・小売業・サービス業	5人以下											
4	どのような経費が補助対象外となりますか？	<ul style="list-style-type: none"> ●他の補助金を受けている経費 <ul style="list-style-type: none"> ・直接又は間接を問わず、国（独立行政法人等を含む。）、都道府県、市町村等が目的を指定して支出する過去又は現在の他の補助金、助成金、委託費等と重複する経費は対象外となります。 ・申請する経費について、国（独立行政法人等を含む。）、都道府県、市町村等の補助金（この補助金に関する上乗せ補助を行うものを除く。）において、重複して交付決定を受けているもの。 ●公的制度と重複する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険・介護保険に基づく診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等と重複する事業、その他これらと同一又は類似した内容の事業に係る経費は対象外となります。 										
5	どのような事業（取り組み）が対象になりますか。	<p>物価高騰や人手不足に対応するため、生産性向上による賃上げに向けた環境整備を含む事業計画を定め、デジタルを活用した省力化等の経営改善に取り組む事業が対象です。</p> <p>ただし、設備投資は広島県内で行う必要があります（県外で開催される展示会等への出展は可能です）</p>										
6	申請できる枠組みや補助上限額、補助率はどうなっていますか。	<p>申請には大きく分けて「一般型」と「経営革新計画活用型」があり、それぞれに「通常枠」とデジタル活用を伴う「デジタル枠」があります。</p> <p>補助上限額と補助率は以下の通りです。</p> <p>【一般型】</p> <p>通常枠：50万円 デジタル枠：150万円 補助率：対象経費の2/3（小規模事業者の場合は3/4）</p> <p>【経営革新計画活用型（広島県知事の承認を受けた経営革新計画に基づく事業）】</p> <p>通常枠：250万円 デジタル枠：500万円 補助率：対象経費の2/3（小規模事業者の場合は3/4）</p>										
7	「デジタル枠」の対象となるのはどのような取り組みですか。	<p>デジタル技術の導入により、業務プロセスの改善や生産性向上を図る取り組みが該当します。</p>										

8	パソコンやタブレット、スマートフォンの購入費用は補助対象になりますか。	パソコン等は原則として汎用品であるため補助対象外です。 ただし例外として、クラウド等のデジタルサービスを新たに導入する場合で、そのサービスの利用に不可欠なものとして必要最小限と認められ、かつ単価が50万円未満である場合に限り、補助対象経費として認められることがあります
9	どのような経費が補助の対象となりますか。	以下の経費区分が対象となります。 機械装置等費 ：経営改善に必要な機械装置、専用ソフトウェア、クラウドサービス（※導入のための初期設定費や対象期間内の利用料を含む）などの導入経費 広報費 ：パンフレットやポスターの作成、インターネット広告やHP制作などの経費 展示会等出展費 ：展示会への出展料や装飾代など 専門家謝金・専門家旅費 ：指導や助言を依頼した専門家への謝金や旅費（※中央会が定める支給基準の上限あり。例：弁護士・大学教授等は1時間50,000円以内など） 人材育成研修費 ：事業推進に必要な人材育成に係る研修費
10	申請期間はいつからいつまでですか。	申請の受付期間は、令和8年5月11日（月）から令和8年8月31日（月）までです。 本補助金は随時受付・随時採択を行います。予算額に達した場合は期間内であっても受付及び採択を終了することがあるため、早めの申請をおすすめします。
11	審査において加点される項目はありますか。	以下の宣言を行っている場合、加点審査の対象となります。 ・パートナーシップ構築宣言（申請時点でポータルサイトに公開されていること） ・リスクリング宣言（申請時点で「人的資本経営ひろしま。情報発信ポータルサイト」に公開されていること）
12	1社で複数回申請することはできますか？。	本補助金の申請は、1社につき1申請まで（採択も1件まで）となります。 ただし、不採択となった場合に再度申請することは可能です。
13	専門家への謝金の具体的な上限額を教えてください。	詳細は、資料1「専門家謝金支出基準」をご覧ください。
14	専門家への旅費の具体的な上限額を教えてください。	詳細は、資料2「専門家旅費支給基準」をご覧ください。
15	採択スケジュールを教えてください。	交付決定は、申請から概ね1～2ヶ月程度を予定しております。
16	交付決定前に発生した費用は補助対象になりますか。	採択・交付決定前に発生した費用は補助対象外となります。 ただし、展示会等への出展について、出展申込みは採択決定前でも構いません。
17	補助対象となる自動車はどのようなものがありますか。	ブルドーザー、パワーショベル、トラッククレーン、ショベルローダー、ロードローラー、コンクリートポンプ車等のように人又は物の運搬を目的とせず、作業場において作業することを目的とする車両です。
18	これから開業する人は対象となりますか。	これから開業する（まだ事業を立ち上げていない）段階の方は、本補助金の対象外となります。 本補助金の対象要件として、「申請時点において、広島県内に事業実施場所を有する中小・小規模事業者等」であることが定められているためです。 ただし、一般型においてはすでに開業又は法人設立の手続きを済ませており、まだ一度も決算を迎えていない（創業して1期に満たない）事業者であっても、申請は可能です。 その場合の提出書類は、次のとおりです。 ・法人の場合：商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ・個人事業主の場合：開業届及び開業以降売上が発生していることを証する売上台帳（任意様式）の写し なお、申請時点で開業していない創業予定者は、補助対象外となります。 例えば、既に税務署に開業届を提出していても、開業届上の開業日が申請日より後の場合は対象外となります。 したがって、本補助金を活用したい場合は、少なくとも申請時点までに開業又は法人設立を完了しており、かつ広島県内に事業実施場所を有する必要があります。
19	本社登記は広島で行ったが、事業拠点は東京にあり、本補助金を活用して東京の拠点に設備投資を予定しています。申請はできますか。	結論から申し上げますと、今回のケースでは申請することはできません。 本補助金制度では、対象となる事業の要件において「設備投資は広島県内において行わなければならない」と明確に定められています。 そのため、本補助金を活用して東京の拠点に設備投資を行うことは対象外となります。
20	提出書類について教えてください。	交付申請に必要な提出書類は、申請する類型（「一般型」か「経営革新計画活用型」）によって異なります。それぞれの必須書類は以下の通りです。 【1. 一般型で申請する場合の提出書類】 以下の5種類の書類を1セットとして提出します。 ①交付申請書（様式第1号） ②事業計画書（様式第1号別紙1）および収入・支出経費明細書（様式第1号別紙2） ③見積書等の写し ※補助対象物件の単価が50万円（税抜き）以上の場合は、2社以上の相見積もりの写しが必要となります。 ④事業実態が確認出来る書類（直近1期分） ※まだ一度も決算を迎えていない（1期に満たない）場合は、法人については商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、個人事業主については開業届及び開業以降売上が発生していることを証する売上台帳（任意様式）の写しを提出します ⑤申請者の実在及び事業実施場所が確認できる書類（以下のいずれか） ・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ・賃貸借契約書の写し、その他事業実施場所を確認できる書類

		<p>【2. 経営革新計画活用型で申請する場合の提出書類】 上記「一般型」の①～④の書類に加え、以下の書類を1セットとして提出します。 ①経営革新計画に係る承認申請書および承認書の写し（広島県知事の承認を受けたもの）</p> <p>【提出方法について】 これらの書類一式は、電子メールまたは郵送のいずれかで提出します ●電子メールの場合：各書類をPDF化し、交付要領に記載のファイル名ルール（例：一般・通常_株式会社ひろしま商事_見積書_20260630.pdf）に従い事務局宛てに送信します。 ●郵送の場合：提出書類一式の左上をクリップ留めしたものを2部（原本1部、写し1部）用意し、簡易書留など追跡可能な手段で送付します。なお、提出した書類はいかなる理由があっても返却されません。 ※詳細は、交付要領第8条をご確認ください。</p>
21	ホームページの改修費は、補助対象になりますか。	補助対象となります。 ただし、既存のページと新しいページの整理がなされるものを対象とします。
22	システム（ECサイト含む）の機能追加は、補助対象になりますか。	追加された新機能が明確になるものであれば対象となります。
23	申請の受付に関して、届いたかどうかの連絡はありますか。	事務局からは、到着連絡はいたしません。 つきましては、郵便の場合であれば追跡可能な手段での郵送、またメールについてはエラー表示がないかご確認ください。
24	申請期間中に個人事業主から法人に変更予定ですが、申請はできますか。	変更後の法人が本補助金の補助対象者の要件等を満たすことができれば、一般型は申請可能です。 なお、個人事業主から法人への変更については、補助金事務局へお問い合わせください。
25	屋号/法人が複数ありますが、どの屋号/法人で申請すればいいですか。	申請する補助対象事業を行う屋号/法人での申請をお願いします。なお、同一の個人事業主又は法人による重複申請はできません。また、同一の個人事業主又は法人が、複数の事業で複数申請することもできません。
26	報告書等の事務局に提出する書類作成・申請に係る経費は、補助対象になりますか。	補助対象となりません。
27	個人との取引サイトでの購入は補助対象経費になりますか。	開業していない個人からの購入は補助対象外となります。
28	申請様式内にある「業種」は、何をもとに記載すればよいですか。	売上構成比の最も高い事業を記載してください。
29	社外の人でも、連絡担当者になれますか。	代表者もしくは従業員に限ります。
30	収入・支出経費明細書（様式第1号別紙2）の経費明細表の「補助金交付申請額」の計算結果に小数が発生した場合の処置方法を教えてください。	補助対象経費の各支出については、1円未満の端数切り捨てとし、合計額については、千円未満の端数切り捨てとしてください。
31	補助事業実施期限までに事業が終了できない場合、事業期間を延長することができますか。	いかなる場合においても延長はできません。令和9年1月29日までに事業が終了できるよう、計画的に事業を実施してください。
32	補助事業の完了とは、具体的にどの時点のことですか。	補助事業の完了とは、原則として、交付申請書に記した本事業計画に基づく設備投資のほか、購入物品等の納品・検収・支払等の事業上必要な手続きが全て完了していることを指します。
33	補助対象経費の支払いは、現金・クレジット払いは不可でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・経費の支払いは、原則として銀行振込とします。 ・現金払いも可能ですが、10万円（税抜）を超える現金支払いについては、一括払いか分割払いかを問わず補助対象外です。 ・クレジットカード払いも可能ですが、補助対象期間（令和9年1月29日）を超えて口座引き落としが行われる場合は、補助対象外です。 ・また、クレジットカード会社等から付与されたポイント等による支払や、ポイント等が付与されることにより実質的に支払額が減額される部分についても補助対象外です。その他、クレジットカード払いは実績報告時に必要となる証票が多くなり、不備があった場合、補助金の交付対象経費から除外されることもあるため、どうしても必要な場合を除き、利用は避けてください。
34	事業内容が射幸心をそそるおそれがあること、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でないと思われるもの、とはどのような事業者ですか。	マージャン店・パチンコ店・ゲームセンター店等、性風俗関連特殊営業等です。
35	チラシの配布は対象事業になりえますか。	本事業の趣旨や要件に沿ったものであれば、対象となりえますが、取組内容について審査を行い採択・不採択を決定します。 また、本補助金で作成したチラシについては、補助対象期間内に配布を完了してください。 なお、チラシの配布については、報告時に受払簿を求めます。
36	個人事業主の場合、給与支給総額はどのように計算したらよいですか。	個人事業主の場合、給与支給総額は、給料賃金、専従者給与及び青色申告特別控除前の所得金額の合計額として計算してください。